

派兵恒久法案を許すな

「9条を変えられるのを待たずとも、

社会から切り離された日本人たちは

黙って戦場へと向かうだろう」

考えるすべての人々)こそが、これを宝物とせず、現実に使える武器として動き回ることによって、堤美果さんの警告に応答していきましょう。

「戦争が貧困を生み、その貧困が戦争を支える」

(「反貧困」湯浅 誠・岩波新書)

「ルポ貧困大国アメリカ」(岩波新書)を書いた、堤美果氏の日本に対する警告と言える。貧困を放置し、拡大させることで若い兵士を調達してきたアメリカ戦争の民営化によって世界中の貧困層を戦場へと派遣して、莫大な利益を得ている民間軍事会社。その最大のボスコスチェイニー副大統領。そして、「アメリカに従っていけば間違いない」という基本的な方針を一度たりとも検討しない日本政府。それどころか、7月のG8北海道サミットを前にして、外務省も防衛省も再度「アフガニスタン復興支援」を中心課題にしている。07年1月12日、ブリュッセルのNATO本部で前首相安倍が表明した「今や日本人は、自衛隊が海外で活動することをためらわない」という言葉は、安倍が自滅した後も福田政権に受け継がれ、外務省にとっても防衛省にとってもそれを実現するための法案作りと成立に向けた追求が最重要課題になりつつある。来年1月に期限が切れる新テロ特措法、来年7月の期限切れのイラク特措法、この期限を待たずに、しかも、9条に手をかけることなく「武力行使を伴う海外派兵法」の成立を、民主党の賛同を得られる形で追及している。

4月17日の画期的なイラク派兵違憲判決を手にした私たち(海外派兵だけは認めることができないと

戦争は、私たちの社会の支えがなければ遂行できません。4・17判決は、戦争を支える社会は、憲法違反だ、と言っているように理解できます。今、何年にもわたって戦争協力を強いられる自衛隊員にこそ「平和的生存権」を言う権利があることを判決文は述べているように理解できます。彼らにその権利が認められないならば、私たちのその権利が認められないことになりません。画期的な判決が確定しました。同じ年に、海外派兵にとって画期的な法律が作られることのないように身構え、警戒していきましょう。

再びアフガニスタンを巡って

NATO諸国の増派の同意が得られないため、アメリカ国防総省は、アフガニスタンへ7千人の米軍増派を検討し、米軍の規模を09年までに4万人に引き上げること検討し始めています。ソ連のアフガ

ニスタン侵攻は、10年で撤退しました。ブッシュ政権もすでに8年目。アフガニスタン占領は、誰が次期大統領になっても撤退なしと言われる中で、アメリカの強い要請のもとで外務省は再度「アフガニスタン復興支援」を検討しています。アフガニスタン参戦諸国が、ブッシュの尻拭いはもういやだ、と検討を始めている中で、外務省だけが張り切り始めています。5月3日、高村外務大臣は、パキスタンを訪問。イスラマバードでブッシュ大統領と会談し「パキスタンの安全と発展は、国際社会全体の安定・発展に直結する」として、同国が進める対テロ戦争への支援強化を表明しました。

翌、6日、アフガニスタンの首都カブールで、カルザイ大統領と会談し、「アフガニスタン復興支援」の継続を伝え、6月にパリで開かれる、アフガニスタン復興支援国会議にあわせ、日本が追加支援策を検討していることを表明しました。

高村外相は、6月27日・28日に京都で開かれるG8北海道サミットに向けた外相会談で、議長国として「アフガニスタン復興支援」を中心テーマとする予定です。福田首相は、7月7日からのサミットで、外務省の根回しを受けて、日本の「国際平和協力」として、「アフガニスタン復興支援」を大きく打ち出すでしょう。福田首相には、サミットで「今や日本はアフガニスタン出兵をためらわない」と言えるだけの気力も準備もありません。しかし、外務省と防衛省はその準備を着々と進めていると言わざるをえません。そこで、アフガニスタン派兵に対応できる「国際平和協法力」＝海外派兵恒久法の追及を加速することになります。

海外派兵恒久法

日本政府は、秋の臨時国会で成立を図るため、06年8月に自民党国防部会防衛政策小委員会が作った

「国際平和協力法」（石破試案）を原型としている。正式タイトル「海外派兵を恒久的に自衛隊の本来任務とする国際平和協力法」を見るだけで、この法案が、「憲法9条なんか関係ねえ」と宣言していることがわかります。そこから、海外派兵協力法と言われるようになります。すでに、06年には、自衛隊三軍が海外派兵され、発表される前月7月には陸自がイラクから撤退し、大きな反対運動も起こらないと見た石破委員長は、正直に実態にみあった法律名を試案として提出してきたと理解できます。

07年11月の福田・小沢会議で「大連立」を目指し、派兵恒久法の制定に関しては合意事項であったことを忘れてはいけません。国連の承認付きという条件ならば、自・公・民で成立という危機は今でもまったく同じです。「石破試案」と、小沢氏が自民党時代に法案として提出した「安全保障基本法案」の合体を完全に阻止しなければ、成立の可能性はあり続けます。成立すれば、憲法9条はあってもなくてもどちらでもよいこととなります。

今、守屋をはじめ、防衛省の犯罪と失敗の連続の中で、現実に出てくる法案は「石破試案」を下敷きにしながらも、「国際平和協力」を前面に押し出し、武器使用も防衛的な使用に限定し、「派兵」という言葉の使用を断念し、「派遣」と言う言葉を相変わらず選択せざるを得ません。しかし、政府の判断で、あるいは国連決議によって派遣できる一点は欠かさないでしょう。そして派遣地域も派遣期間も無限定で、それは政府の決定事項となるでしょう。「国際平和協

力活動」とは、戦闘するアメリカ軍を防衛するための戦闘行動となります。これだけで十分に陸上自衛隊をアフガニスタンには派兵できることとなります。

アフガニスタンを目指して

06年3月にゲリラ戦の専門部隊を統括する、陸上自衛隊中央即応集団が編成され、今年3月にその指揮下に海外派兵の先遣部隊となる中央即応連隊が編成されました。すでに、パシントン語の語学教師が基地内に派遣されていると聞けば、陸自の準備の段階がわかります。即応連隊700人は、すでに秘密事項になっています。この日本のどこかで「国際平和協力法」の命令がいつ来ても対応できる訓練を毎日している自衛隊の集団が存在しています。対テロ戦争という侵略戦争を遂行しているアメリカ軍に協力し、共に戦うための訓練を自分の本来任務として受け入れる自衛隊員。「外務省も防衛省も関係ねえ。上官の命令に従うだけだ」と考える自衛隊員を戦地に追いやることは、4・17判決を待つまでもなく、超憲法違反です。

最後に、再び「貧困大国アメリカ」より

ニューヨークにある帰還兵センターのスタッフの、スタック・ティム・レイバンは言います。「社会保障費を削減し、大企業を優遇する政府のやり方は、セイフティネットがない中で、教育や雇用の場所を奪われた若者たちに将来への希望を失わせます」と。

(金安)

